

越谷市公告

越谷市公共施設LED化事業の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和8年6月1日

越谷市長 福田 晃



1 事業概要

(1) 委託事業名

越谷市公共施設LED化事業

(2) 事業内容

公共施設の照明設備に係るLED化改修工事及び維持管理・省エネルギー効果検証業務

(詳細は、「越谷市公共施設LED化事業公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。))及び「越谷市公共施設LED化事業 要求水準書」(以下「要求水準書」という。))による。)

(3) 履行期間

契約締結の日から令和13年(2031年)3月31日までの期間

(4) 事業費限度額

824,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加条件

参加者は本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者又はグループ(複数の企業の共同体)とする。

- (1) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表企業を1者選定し、当該代表企業が本市との対応窓口となるとともに、本事業の遂行の責を負うものとする。また、参加表明時は、グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (2) グループの構成員は、単独での参加又は他のグループの構成員として、重複して参加しないこと。
- (3) グループの構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- (4) 本業務を他に委託又は請け負わせる場合は、本市との契約時まで適正な委託契約又は請負契約を締結し、当該契約内容について事前に本市の了承を得ること。

3 参加要件

- (1) 事業役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。
 - ① 埼玉県電子入札共同システムに登録されていること。
 - ② 直近5年度以内に国、地方公共団体のE S C O、リース又は工事に係るL E D化事業（元請の場合に限る。）を受託した実績（1契約において対象施設が32を超えるものに限る。）を有すること。

ただし、複合施設においては、機能毎に別施設として実績を計上しても構わないこととし、E S C Oの実績に限り、現在契約期間中の内容を含むものとする。
- (2) 設計役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。
 - ① 埼玉県電子入札共同システムに登録されていること。
 - ② 直近5年度以内に国、地方公共団体のE S C O、リース又は工事に係るL E D化事業の設計業務を行った実績を有すること。
- (3) 施工役割を担う構成員は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 埼玉県電子入札共同システムにおいて、業者種別「工事」かつ営業種目「電気」として登録されていること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格を有する者は、参加表明書の提出時点において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特にプロポーザルに参加させることが適当と認める者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日におい

て入札参加資格を有する者であること。

- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5 参加手続き等

(1) 関係書類の配布

① 本市ホームページからダウンロードするもの

- ア 実施要領
- イ 提出様式
- ウ 要求水準書
- エ 対象施設一覧表

② 参加資格確認通知書を受けた者へ配布するもの

- ア 既存照明リスト
- イ 設計図面（18施設）

(2) 参加表明書の受付

① 提出期間

令和8年6月1日（月）から同年6月26日（金）までの期間における午前8時30分から午後5時までの間（ただし、日曜日、土曜日等越谷市の休日を定める条例（平成4年条例第14号）に規定する市の休日を除く。以下同じ。）

② 提出場所

越谷市役所環境経済部環境政策課

③ 提出方法

持参又は書留郵便（提出期間内必着）

④ 提出書類

- ア 参加表明書（様式2の1）
- イ グループ構成表（様式2の2）【グループで応募する場合】

- ウ 参加者概要（様式 3）
- エ E S C O 関連事業実績一覧表（様式 4）
- オ L E D 化事業設計実績一覧表（様式 5）
- カ L E D 化事業工事実績一覧表（様式 6）
- キ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式 7 の 1）
- ク 事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し）（発行から 6 か月以内のもの）
- ケ 納税証明書

(3) 企画提案書等の受付

① 提出期間

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）から同年 9 月 1 1 日（金）までの期間
における午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間

② 提出場所

越谷市役所環境経済部環境政策課

③ 提出方法

持参又は書留郵便（ただし、持参の場合は事前に連絡し、日程調整をすること。）

④ 提出書類

- ア 企画提案書（様式 1 0 の 1 ～ 1 0 の 6）
- イ 目次
- ウ 本編
- エ 見積書（様式 1 2）
- オ 別紙

6 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための旅費等、本企

画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (2) 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 詳細は、実施要領による。

7 問合せ

越谷市役所環境経済部環境政策課

電話 048-963-9183